平成２５年（フ）第２号
青森市浪館前田１丁目21番25号
債務者　佐竹菜都美
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４０号
青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎574番地
債務者　佐藤コト子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４７２号
大阪府寝屋川市下神田町25番10―205号
債務者　吉田　裕司
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８８号
大阪府高槻市天川町20番15―304号
債務者　尾﨑　明美
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８９号
大阪府枚方市茄子作４丁目32番８―305号
債務者　元岡　勝利
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６９６号
大阪府枚方市楠葉面取町２丁目10番５号
債務者　増尾　典子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７１８号
大阪市淀川区木川東１丁目５番29号ジュネス西中島402号
債務者　上原　陽次
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７３１号
大阪市住之江区新北島７丁目２番３―302号
債務者　松本　智介
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７７２号
大阪市城東区蒲生３丁目７番２号　Ｆｉｏｒｅ４号室
債務者　柴田　侑亮
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７８０号
大阪市淀川区西中島３丁目６番４号
債務者　中務　良一
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７９４号
大阪府交野市私部西１丁目１番５―302号、前住所大阪府枚方市伊加賀本町10番８号
債務者　セイビデンキパーク店こと　山内　敏史
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８５３号
大阪府吹田市寿町２丁目10番８号
債務者　牧本　和幸
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９２１号
大阪府八尾市旭ケ丘５丁目85番地の１　22―401号
債務者　藤原　義和
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３４８号
大阪府豊中市宮山町２丁目３番32号
債務者　庄野美智雄
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３９９号
大阪府吹田市竹谷町３番15―205号
債務者　和氣　忠雄
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４６６号
大阪府東大阪市西岩田４丁目４番24―106号、前住所大阪府大東市灰塚２丁目14番３号
債務者　滝石　和孝
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４８１号
大阪府寝屋川市点野３丁目29番28号
債務者　林　　淳子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５３７号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目14番11号　山本文化１Ｆ
債務者　林　　妙子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部